



## いじめについて考える

いじめとは・・・いじめ防止対策推進法には次のように定義されています。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

野々市中学校においては、「いじめ防止基本方針」を定め、いじめの未然防止と早期発見早期対応に努めています。子供たちが毎日の生活を行う居場所として、「安全・安心」な空間であることはもちろんのことですが、人間形成の観点からも「他の人に心身の苦痛を与えない」ようにすることを求めて、教育活動を行っています。その一環として子供たちを「褒める」ことや「認める」ことで、子供たちの自己肯定感をさらに高めています。このことは、野々市中学校の教育活動の根幹として、とても大切に考えています。

また、具体的な取り組みとして以下のとおりです。

### ＜未然防止の取り組み＞

- 弁護士によるいじめ防止教室（R6実施）
- 警察によるいじめ防止教室（R7実施）
- 通信業者によるスマートフォンの使い方講座（R6実施）
- 生徒指導サポーターによる見守り（警察OBによる週1回の巡回活動）
- tetoru個人配信による学校の様子のお知らせ（褒め・認めることの共有）
- 道徳教育や教育活動全般にわたる生徒指導の3機能を活かした集団づくり

### ＜早期発見・早期対応の取り組み＞

- 月1アンケートの実施（生活・教育相談、学校や持ち帰りによるアンケート）
- 毎朝の健康観察（クロムブックによる回答で心の状態も記録）
- スクールカウンセラーとの全員面談（1年生1学期に実施）
- 全員個人懇談の実施（毎学期に実施）

本日（毎月第1水曜日）は「ののいち家族ふれあいの日」です。

ご家庭でも、お子さまとともに「いじめ」についてお話をしてもみられてはいかがでしょうか。

